

## 平成25年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 4 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 日程 5 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
  - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
  - 日程 7 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について
  - 日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 9 現況証明願いに対する証明書の交付について
  - 日程10 農地改良協議に対する同意について
  - 日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
  - 日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

---

### 本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程10 議案第5号
- 日程11 議案第6号
- 日程12 議案第7号

---

### 出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |

4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣寿君	21番	清原寿君
7番	吉岡一仁君	22番	加納昭君
8番	川島昇君	23番	飯塚恒雄君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	27番	永長秀敏君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	31番	山下恭一君
14番	篠崎文夫君	32番	高須一郎君
15番	坂本一雄君		
16番	古澤真和君		

---

#### 欠席委員

6番	松本文雄君	24番	飯田稔君
26番	沖野谷秀雄君	30番	糸賀泰夫君

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

10月16日（水） 農業委員会会長・局長会議  
 於 水戸市 茨城県農業会議  
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

10月20日（水） 稲敷市敬老会  
 於 稲敷市 江戸崎体育館  
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

---

午後 3 時 8 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成 25 年 10 月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の出席委員は 28 名です。欠席委員は、6 番、松本文雄委員、24 番、飯田 稔委員、26 番、沖野谷秀雄委員、30 番、糸賀泰夫委員の 4 名であります。よって、農業委員会に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、12 番、坂本富男委員、13 番、秋本精一委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」

でございます。

受理番号1番，東大沼字小沼，田1筆，3，113平方メートルでございますが，茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により，所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番，羽賀字丸山下ほか3地区，田9筆，14，130平方メートルでございますが，平成25年8月2日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望は，ないものであります。

受理番号2番，江戸崎字後谷津ほか2地区，田1筆，畑2筆，計3筆，3，500平方メートルでございますが，平成13年11月23日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望は，ないものであります。

受理番号3番，江戸崎字金上台，畑1筆，434平方メートルでございますが，平成19年4月22日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望は，ないものであります。

受理番号4番，柴崎字寄居下ほか3地区，田4筆，畑1筆，計5筆，10，146平方メートルでございますが，平成21年4月3日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望は，ないものであります。

次に3ページをお開きください。

受理番号5番，上君山字岡ノ谷ほか3地区，田5筆，畑3筆，計8筆，9，406平方メートルでございますが，平成17年6月7日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望は，ないものであります。

受理番号6番，浮島字妙岐ほか1地区，田12筆，10，120平方メートルでございますが，平成25年5月26日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望は，ないものであります。

以上よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

---

#### 日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「農地法第5条第1項6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号，「農地法第5条第1項6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番，伊佐津字富士台，畑3筆，12，466平方メートルでございますが，国土交通省関東地方整備局常総国道事務所が圏央道工事に伴う掘削土の仮置き場として使用するため届出があったものでございます。農地法第5条第1項第1号に基づくものであり，添付すべき必要書類は事務局で確認した結果，問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

---

#### 日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第4号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番，江戸崎字狸崎，田2筆，5，545平方メートル，所有者の都合により

合意解約するものであります。

よろしく御承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

## 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）6ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

売買による所有権移転3件、交換による所有権移転2件、の計5件でございます。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組、田1筆、2,677平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、柴崎字一盃城、畑1筆、115平方メートルについてでございますが、渡人は資金が必要なため売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、柴崎字丹通、田1筆、155平方メートルについてでございますが、渡人は離農のため農地を売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、八千石字八千石、田2筆、計4,929平方メートルについてでございますが、渡人と受人は耕作の利便性を向上するため交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、結佐字上結佐、田2筆、計5,000平方メートルについてでございますが、渡人と受人は耕作の利便性を向上するため交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号5番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号1番についてご報告いたします。さる10月20日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく無断転用用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、農業用トラック1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は739アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○25番（濱田昭一君）25番濱田です。受理番号2番について報告いたします。10月23日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を親類と共有しております。農作業従事日数は250日であります。また、経営面積は約250アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件を満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、千勝委員より報告をお願いいたします。

○10番（千勝 忠君）10番千勝です。受理番号3番について報告いたします。10月22日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は958アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番から5番について私、22番、加納より報告させていただきます。

受理番号4番について報告いたします。10月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用用地もありません。農機具の所有状況であります

が、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は87アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。つづきまして、

受理番号5番ついて報告をいたします。10月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台を共同で所有しております。あと軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は290アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。稲敷市納税課が行う公売物件に対する買受適格証明願の交付について4件でございます。



受理番号1番，公売物件，受人は農業経営規模拡大の為，買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番，公売物件，受人は農業経営規模拡大の為，買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番，公売物件，受人は農業経営規模拡大の為，買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番，公売物件，受人は農業経営規模拡大の為，買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第2号の 受理番号1番から5番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） まず，受理番号1番について，千勝委員より報告をお願いいたします。

○10番（千勝 忠君） 10番，千勝です。受理番号1番について報告いたします。10月22日受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります，トラクター2台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は958アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果，買受人となる4つの要件をすべて満たしており，報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられますので，よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号2番は取り下げです。次に受理番号3番から4番について，飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番，飯塚です。受理番号3番について報告いたします。10月23日受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻，レンコンを栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台，軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は307アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的か

つ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。つづきまして

受理番号4番について報告いたします。10月23日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機は委託でございます。農作業従事日数は150日であります。経営面積は724アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号5番について、22番、私、加納より報告いたします。

受理番号5番について報告いたします。10月22日、事務局が受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を親類と共有しております。農作業従事日数は120日であります。経営面積は124アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番，橋向字橋向，畑1筆，田1筆，計2筆，計418平方メートルについてでございますが，申請人は建設業等を営む法人で，従業員用駐車場として利用するものであります。駐車場は碎石敷きで従業員の通勤用自動車を10台駐車するものであります。水道・下水はなし，雨水は自然浸透式となっております。申請地は，都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域除外申請中でありあります。農地区分は第一種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番，飯出字飯出，畑1筆，101平方メートルについてでございますが，申請者は実家の隣接地に自己用住宅を建てるものであります。自己用住宅は木造二階建て総建築面積84.46平方メートルで，水道は公共水道，下水は公共下水道，雨水は自然浸透となっております。申請地は，都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番，曲淵字居下，畑1筆，442平方メートルについてでございますが，申請人は飲食業の経営者で，自己の経営する飲食店が使用する貸進入路及び貸駐車場として利用するものであります。駐車場は碎石敷きとし来客用に6台分を確保し，進入路も碎石敷きとするものであります。水道・下水道はなし，雨水は自然浸透式となっております。

申請地は，都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番，清水字おもい，田1筆，131平方メートルについてでございますが，申請人は食品加工を行う法人で，自社の大型車の通行のために道路を拡幅するものであります。拡幅道路は，圏央道により分断された駐車場との間を通行するため既存の3メートル道路を約7メートルに拡幅し，大型車両を通行できるようにするものであります。申請地は，都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番，浮島字和田前，畑1筆，631平方メートルについてでございますが，申請人は太陽光発電事業を行う法人で，太陽光発電施設事業用地として利用するものであります。申請地は許可を受けずに駐車場として利用していたため，始末書を添付しております。

太陽光発電施設は平成25年6月27日に発電出力19.5キロワットで経済産業省の設備認定を受け，254ワット出力の太陽光モジュール84枚をアルミ架台で設置し，パワーコンディショナーを4台設置することで，最大20.58キロワットを出力します。

事業地の上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号1番から5番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）まず、受理番号1番について、12番、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号1番について、さる23日、飯塚委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いありません。駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、17番、井戸賀吉男委員より報告をお願いいたします。

○17番（井戸賀吉男君）17番井戸賀です。受理番号2番について、さる23日、糸賀委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号3番について、22番、私、加納より報告いたします。

受理番号3番について、さる23日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いございません。貸し進入路及び貸し駐車場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号4番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番、飯塚です。受理番号4番について、さる23日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、道路拡幅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号5番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○9番（小貫和子君）9番、小貫です。受理番号5番について、さる22日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○11番（山崎健一君）11番、山崎です。受理番号1番ですが、議案書では賃貸借契約、審査表では使用貸借契約になっています。どちらが正しいのですか

○農業委員会事務局（井戸賀輝行君）事務局井戸賀です。賃貸借が正しく、使用貸借は誤りです。訂正をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、その他ありますか、その他ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付につて

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付につて」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）9ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付につて」でございます。非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、橋向字居下、畑1筆、97平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和43年頃から農家住宅敷地として利用されております。撮影年月日、昭和50年1月30日の空中写真証明書と始末書が提出されています。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）まず、受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いします。

○12番（坂本富男君）12番、坂本です。受理番号1番について、さる23日、加納委員と飯塚委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、20年以上前から農家住宅の敷地として利用されており、昭和52年9月30日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付につて」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）10ページをお開き願います。

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成25年10月10日受理 沼田字中沼田、田1筆、549平方メートルの内490平方メートルについての育苗ハウス設置の為の改良協議についてです。申請者は水稻、かぼちゃ、サツマイモを作付する農業者です。市内の山砂販売所より山砂294立方メートル購入し、申請地を60センチメートル盛土し、育苗ハウスを設置する計画です。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。11ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、4件、16筆、33、375平方メートル、再設定が18件、74筆、161、429平方メートル、合計22件、90筆、196、787平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、佐原組新田字伊佐部、田1筆、3、342平方メートル、

受理番号2番、伊佐部字伊佐部、田1筆、3、596平方メートル、

受理番号3番、佐原組新田字伊佐部、田5筆、5、612平方メートル、

いずれの3件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、30、000円、設定を受ける者は、経営面積179アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の農業者です。

受理番号4番、柴崎字寄居下ほか3地区、田9筆、20、825平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2.5表、設定を受ける者は、経営面積737アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号5番から22番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権転貸)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 16ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が、3件、16筆、47、565平方メートル、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番、上之島字上ノ島ほか1地区、田7筆、16、703平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、上之島は12,000円、その他は23,000円です。設定を受ける者は、経営面積784アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号2番、橋向字橋向ほか2地区、田8筆、15、865平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、30,000円、設定を受ける者は、経営面積450アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号3番、本新、田1筆、14、997平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、20,000円、設定を受ける者は、経営面積1,818アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。



これより議案第7号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成25年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午後3時58分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ㊟

---

1 2 番委員 坂 本 富 男 ㊟

---

1 3 番委員 秋 本 精 一 ㊟

---